

税制改正の基本的見解

税制抜本改革の必要性

- 人口論的問題
 - ・ 少子高齢化、人口減少
- 経済的・財政的課題
 - ・ 経済活力の維持、新興国等の競合
 - ・ 財政の早期健全化
- 国家統治・行政機構の課題
 - ・ 地方分権改革の推進
- 社会的問題
 - ・ 社会保障負担や就労機会等における世代間の不公平性



改革の方向性等

- 税制・財政・社会保障制度の一体的改革 ⇒ 「財政健全化に向けた更なる検討の推進」「現役世代の負担増だけに頼らない社会保障関連の歳出抑制」
- 税制抜本改革のあり方 ⇒ 「直接税と間接税のバランスを改善し、財政の健全化を促進」
- 地方分権の推進に資する税制 ⇒ 「安定性のある自主財源の拡充」
- 国際的な競争を意識した戦略的な租税制度の整備 ⇒ 「法人実効税率の引き下げ」、「事業活動にインセンティブが働く税制とその運用」
- 東日本大震災からの復興と被害からの教訓 ⇒ 「税制面での被災地の柔軟な支援」、「防災・減災対策を促す税制の整備」
- 中部圏の活性化 ⇒ 「経済の発展基盤の強化に資する税制の創設・整備」

平成 25 年度税制改正に向けての意見

1. 法人税制

- (1) **法人実効税率**については、アジア圏の 20～25%を視野に入れつつ、早急に欧州主要国並みの 30%へ引き下げるべき。
実効税率とセットの関係にある課税ベースの絶えざる縮小努力を行うべき。
- (2) **移転価格税制**については、紛争関係国間での適正な調整がなされるよう租税条約ネットワークの拡充等を行うべき。また、制度の執行にあたっては、追徴等の処分を行う前に紛争関係国との合意形成を最大限図るべき。
- (3) **外国税額控除制度**については、控除限度超過額および余裕額の繰越期間を 3 年から 10 年に延長するなどの改善を図るべき。
- (4) **タックスヘイブン税制**については、トリガー税率を法人実効税率の引き下げにあわせ、その半分程度へその都度見直すべき。
- (5) **グループ法人税制**については、導入後の実態を見極め、柔軟な見直しを図るべき。
- (6) **連結納税制度**については、対象法人の要件緩和、資産の時価評価の廃止、申告手続きの簡素化を図るべき。
- (7) **研究開発税制**の 30%の税額控除限度額を復活し、恒久化すべき。
- (8) **欠損金の繰戻還付**については、大企業まで含めて復活すべき。**繰越控除**については、その期間を欧米並みの 20 年以上に拡充すべき。
- (9) **減価償却制度**における定率法の償却率を定額法の 250%に戻すべき。
- (10) **貸倒引当金制度**の適用法人の縮小を見直すべき。
- (11) **特別法人税**については、撤廃すべき。
- (12) **受取配当金の益金不算入制度**については、全額を益金不算入とすべき。
- (13) **税務コストの企業負担**については、企業の事務負担の軽減を図り、税制および申告手続きについて簡素化すべき。

2. 消費税制

- (1) **税率**については平成 32 年（西暦 2020 年）までに 10%台後半まで引き上げる必要がある。今後は更なる引き上げについて議論を継続すべき。
- (2) **使途**については、当面、増大する社会保障費等に充当。ただし、目的税とすることには反対。
- (3) **逆進性緩和策**については、還付方式、給付付き税額控除を中心に検討すべき。
- (4) **仕入税額控除**については、所謂 95%ルールで縮小された適用範囲を再検討すべき。

3. 地方税

- (1) **固定資産税**については、償却資産への課税を廃止すべき。最終残価率と償却可能限度額を撤廃すべき。
- (2) **地方法人 2 税**については、縮減を図るべき。
- (3) **地方消費税**については、拡充を図るべき。
- (4) **課税自主権**については、公平性と合理性の観点から慎重に行使すべき。
- (5) **事業所税**については、制度創設当時の社会状況が変化したことに鑑み、廃止すべき。
- (6) **外形標準課税**については、廃止すべき。少なくとも計算方法等の簡素化を図るべき。

4. 印紙税 については、合理性を失っており廃止すべき。

5. 個人税制

- (1) **低所得者への配慮**について租税制度に偏らない社会保障制度と一体化した措置を講ずるべき。また、給付付き税額控除を導入する際は既存の各種給付制度との整合を図るべき。あわせて、分厚い中間層への配慮も行うべき。
- (2) **金融所得課税**については、一元化を図るべき。
- (3) **贈与税**については、消費活性化のため税率を引き下げるべき。
- (4) **相続税**については、資産の海外移転を誘発するため課税強化を行うべきでない。
- (5) **住宅に係る租税特別措置**で今年度末に期限が切れるものについては、適用期限を延長すべき。消費税率の引き上げに対する軽減措置を検討すべき。

6. 納税環境の整備

- (1) **納税者権利憲章**の整備を推進すべき。
- (2) **社会保障・税番号制度**は、徴税事務の効率化と納税の公正性確保のため早期に導入すべき。

7. 地球環境税制 **地球温暖化対策税制**は、エネルギー政策全体の見直しにあわせ再度あり方を検討すべき。
地球環境保全を促進するインセンティブとなる税制を整備すべき。

8. 自動車関係諸税 は、廃止を含む整理・簡素化が本来の姿。二重課税となっている自動車取得税と自動車重量税を廃止すべき。

9. 防災・減災に関する税制の創設

東日本大震災の教訓を活かし、企業が行う**防災・減災対策に対する各種の税制優遇措置**を創設すべき。

10. 中部圏活性化に資する税制

- (1) **中部圏の産業高度化に資する税制**として税負担の軽減等の配慮をお願いしたい。
- (2) **総合特区制度における規制緩和の推進**をお願いしたい。
- (3) **先端技術開発の支援**については、非営利性の徹底した公益法人が一般法人化した場合に固定資産税等が課税されることのないよう非課税制度を創設すべき。
- (4) **事業承継税制**については、使い勝手の向上および利用者の拡大を目指し、見直しを図るべき。
- (5) **中心市街地の活性化に資する税制**として、事業所税は廃止すべき。